

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第205号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年10月26日（金） 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南東部近江八幡市沖島南方沖 近江八幡市所在の沖之島村二等三角点から真方位169°720m 付近 （概位 北緯35°12.1′ 東経136°04.1′）
事故等調査の経過	平成24年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第四源水丸 <sup>げんすい</sup> 、4.9トン SG6-5898（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート サウザー370、0.6トン 271-37085滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士 船長B、二級小型船舶操縦士（湖川限定）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首部外板に割損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、沖島南方沖を沖島漁港に向けて北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場を移動するために沖島南方沖を約23km/hの対地速力で西進中、平成24年10月26日12時00分ごろA船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、右舷船首方を左方に横切る態勢で接近するB船を視認したが、B船が避航するものと思って針路及び速力を保持して航行し、衝突の直前、機関を後進としたが、A船とB船が衝突した。 船長Bは、衝突の約10秒前、減速する気配のないA船に初めて気付き、機関を中立としたが、B船とA船が衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：湖上 平穏
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、沖島南方沖を北西進中、船長Aが、右舷船首方を左方に横

	<p>切る態勢で接近中のB船を視認した際、B船が避航するものと思い、針路及び速力を衝突直前まで保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖島南方沖を西進中、船長Bが見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、沖島南方沖において、A船が北西進中、B船が西進中、船長Aが、右舷船首方を左方に横切る態勢で接近中のB船を視認した際、B船が避航するものと思い、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、衝突を避けるための動作がとれるよう、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>